

～高崎市産業廃棄物対策課からの重要なお知らせです～

水銀使用製品産業廃棄物等を取り扱うには手続が必要です

現に水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等（以下、「水銀使用製品産業廃棄物等」といいます。）を取り扱っている産業廃棄物収集運搬業者が、改正政令の施行日（平成29年10月1日）以降に、水銀使用製品産業廃棄物等の収集運搬を行うためには、以下の手続が必要となります。

（水銀使用製品産業廃棄物等は産業廃棄物に該当しますので、許可の種類は「産業廃棄物収集運搬業許可」となりますので、お間違えないようお願いします。）

【次の許可期限日が到来するまでの間】

（１）収集運搬に係ること

今後も水銀使用製品産業廃棄物等を取り扱う場合は、次の許可期限日が到来するまでの間に申出書を提出していただき、許可証の書換えが必要です。書き換えた許可証が交付された後に収集運搬が可能となります。

- ①申出書の受付開始日 平成29年 8月 1日から
- ②書き換え許可証の交付日 平成29年10月 1日以降 ※

（２）積替え保管に係ること（既に積替え保管の許可を有する場合のみ）

新たに水銀使用製品産業廃棄物等の積替え保管を行う場合には、事前に処理基準を満たした計画であることを確認するため、事前協議が必要となります。水銀使用製品産業廃棄物等の積替え保管を行う計画がある場合には、事前に産業廃棄物対策課までご相談ください。

事前協議の受付開始日 平成29年 8月 1日から

※ 平成29年9月29日までに申出書を提出された場合に限り、平成29年10月1日に許可証を交付します。9月29日以降に申出書を提出された場合は、許可証の交付日は平成29年10月1日以降となりますので、ご注意ください。

【次の許可期限日が到来した日以降】

次の許可期限日到来までに水銀使用製品産業廃棄物等を取り扱う旨を届け出ていない場合は、水銀使用製品産業廃棄物等が取り扱えない旨の許可証が交付されます。その後、新たに水銀使用製品産業廃棄物等を取り扱う場合は事業範囲の変更許可(品目追加)の手続が必要となります。

【水銀使用製品産業廃棄物等を取り扱わない場合】

平成29年10月1日以降、水銀使用製品産業廃棄物等を取り扱わない場合は、特に手続は必要ありません。水銀使用製品産業廃棄物等を取り扱わない場合は、許可証の表示は従来そのままとなります。

また平成29年10月1日以降、許可なく水銀使用製品産業廃棄物等の収集運搬を行った場合は、無許可変更に該当しますのでご注意ください。

【参考1】水銀使用製品産業廃棄物の対象となるもの（37種類）

- 1) 水銀電池 2) 空気亜鉛電池 3) スイッチ及びリレー(水銀が目視で確認できるものに限る。) 4) 蛍光灯(冷陰極蛍光灯及び外部電極蛍光灯を含む。) 5) HID ランプ(高輝度放電ランプ) 6) 放電ランプ(蛍光灯及び HID ランプを除く。) 7) 農薬 8) 気圧計 9) 湿度計 10) 液柱形圧力計 11) 弾性圧力計(ダイヤフラム式のものに限る。) 12) 圧力伝送器(ダイヤフラム式のものに限る。) 13) 真空計 14) ガラス製温度計 15) 水銀充満圧力式温度計 16) 水銀体温計 17) 水銀式血圧計 18) 温度定点セル 19) 顔料 20) ボイラ(二流体サイクルに用いられるものに限る。)
- 21) 灯台の回転装置 22) 水銀トリム・ヒール調整装置 23) 水銀抵抗原器 24) 差圧式流量計 25) 傾斜計 26) 周波数標準機 27) 参照電極 28) 握力計 29) 医薬品 30) 水銀の製剤 31) 塩化第一水銀の製剤 32) 塩化第二水銀の製剤 33) よう化第二水銀の製剤 34) 硝酸第一水銀の製剤 35) 硝酸第二水銀の製剤 36) チオシアン酸第二水銀の製剤 37) 酢酸フェニル水銀の製剤

※ 上記のうち、水銀回収義務の対象となるものを下線表示としています。上記の他、「浮ひよう型密度計」、「積算時間計」、「ひずみゲージ式センタ」、「電量計」、「ジャイロコンパス」の5つについても、水銀又は水銀化合物の使用が表示されているものは、水銀使用製品産業廃棄物(水銀回収義務の対象)となります。

※ このほかにも水銀又は水銀化合物の使用が表示されているものは、水銀使用製品産業廃棄物となります。

【参考2】水銀含有ばいじん等の対象となるもの

廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象	水銀回収義務の対象
ばいじん、燃え殻、汚泥、鉍さい	水銀を 15mg/kg を超えて含有するもの	水銀を 1000mg/kg 以上含有するもの
廃酸、廃アルカリ	水銀を 15mg/L を超えて含有するもの	水銀を 1000mg/L 以上含有するもの

【参考3】水銀関係の処理基準（一般的な処理基準のほかに以下の基準を満たす必要があります。）

廃棄物の種類	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物	
	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有ばいじん等	廃水銀等	廃水銀等を 処分するために 処理したもの
収集運搬の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・破碎禁止 ・他の廃棄物と混入しないこと ・仕切りを設けること 		<ul style="list-style-type: none"> ・密閉可能な容器に収納 	
処分の基準 (中間処分・最終処分)	<ul style="list-style-type: none"> ・大気中への飛散防止措置 ・環境大臣が定める方法による水銀の回収（環境省令で定める水銀回収が義務付けられた廃棄物のみ） ・<u>安定型最終処分場への埋立禁止</u> 		<ul style="list-style-type: none"> ・環境大臣が定める方法で硫化・固型化 	<ul style="list-style-type: none"> 〈基準適合物〉 →管理型最終処分場 〈基準不適合物〉 →遮断型最終処分場

【参考4】環境省ホームページ

以下の URL に「水銀廃棄物ガイドライン」などの資料が掲載されていますので、ご参照ください。

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>

☎ ご不明な点は問い合わせください

〒370-8501 群馬県高崎市高松町35-1(本庁舎2階 39番窓口)
高崎市環境部産業廃棄物対策課 審査担当 電話:027-321-1325